

高知県重度心身障害児・者医療費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、重度心身障害児・者医療費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、重度心身障害児・者の福祉と保健の増進を図るため、別紙「重度心身障害児・者医療費助成事業実施要項」に基づき、市町村が行う重度心身障害児・者医療費助成事業に要する経費に対し補助する。

(補助率及び補助額の範囲)

第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助率及び補助額の範囲は、それぞれ次の各号に掲げる額の合算額の2分の1以内の額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)とし、予算の範囲内で補助する。

- (1) 重度心身障害児・者医療費助成支出金額
- (2) 高知県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金高知支部に対する重度心身障害児・者医療費審査支払手数料支払金額

(補助金の交付の申請書)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとし、通知する日までに1部を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の補助金等交付申請書の内容が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、市町村に通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、間接補助事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない

い。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 間接補助補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前号の条件を付さなければならないこと。

(概算払)

第8条 規則第14条ただし書きに規定する概算払を受けようとするときは、別記第2号様式による概算払請求書を別に通知する日までに知事に提出しなければならない。

- 2 概算払のできる補助金の額は、交付決定通知額の8割を限度とする。なお、算出をした額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(支弁状況報告書)

第9条 規則第10条の規定による状況報告書の様式は、別記第3号様式及び第3-1号様式によるものとし、それぞれ別に通知する日までに知事に提出しなければならない。

(変更申請)

第10条 補助金の交付決定通知を受けた市町村が、第4条の交付申請の内容に変更（ただし、当該年度の3月に生じる高額療養費等の戻入による減額の変更を除く。）を生じた場合は、別記第4号様式による補助金変更承認申請書を当該年度の別に通知する日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第11条 規則第11条に規定する補助金等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、別に通知する日までに知事に提出しなければならない。

(帳簿の保存期間)

第12条 帳簿等は事業完了後、次の期間保存するものとする。

- (1) 助成事業に係る歳入歳出を明らかにした書類・・・・・・・・・・5年
- (2) 重度心身障害児・者医療費補助金にかかる証拠書類・・・・・・・・5年
- (3) 受給資格者台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5年
- (4) 受給者資格(認定・変更・更新)申請書・・・・・・・・・・・・・・・・3年
- (5) (療養費)助成申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3年
- (6) その他の支給事務関係書類・・・当該市町村の文書取扱いの例による。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、平成 6 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、平成 7 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、平成 10 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、平成 14 年 2 月 21 日から適用する。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 23 日から施行する。

2 第 4 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 23 日から施行する。

2 第 4 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。